

A45 認可申請手順の流れは、各都道府県によって若干異なりますが、おおむね次の通りです。

【解説】

<医療法人設立認可手続きの流れ>

時期	医療機関	都道府県
(認可の約4ヶ月前)	定款の作成 ↓ 設立総会開催 ↓	
(認可の約3ヶ月前)	設立認可申請書の作成・提出 →	設立認可申請書の受領 ↓ 設立認可申請書の審査 ↓ ヒアリング ↓
	設立認可書の受領←	医療審議会へ諮問 ↓ 設立認可書交付

医療法人の設立のためには、まず、都道府県知事に設立認可の申請を行い、その認可を受けることが必要となります。また、複数の都道府県にまたがって病院等を開設する場合には厚生労働大臣の認可が必要となります。